

宮古市立保育所等適正配置
【全体計画】
(令和8年度～令和17年度)

令和8年3月
宮古市

目 次

第1章	計画策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の構成及び期間	2
第2章	人口の状況	
1	人口の推移	4
2	将来人口の推計	5
第3章	現状と課題	
1	施設の設置状況	6
2	就学前児童数の状況	7
3	施設及び運営費の状況	16
第4章	今後の在り方	
1	市立保育所等	20
2	学童の家、児童館	22
3	適正配置の具体的な推進について	23



第1章 計画策定にあたって

本市では、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成16年度に「宮古市次世代育成支援地域行動計画（みやこ子育てプラン21）」を策定し、保育所等の整備とあわせて、民間委託や統廃合を含む適正配置に取り組んできました。その後も、後期計画や「宮古市子ども・子育て支援事業計画」へと引き継ぎながら、時代の変化に応じた見直しを重ねてきました。

一方で、少子化や人口減少の進行により、保育所の利用状況や地域ごとのニーズには大きな変化が生じています。働き方の多様化や育児休業制度の拡充、核家族化の進行により、保育ニーズは単に「人数」だけでなく、「質」や「時間帯」など、より複雑で多様なものとなっています。また、施設の老朽化も進んでいます。

さらに、令和8年度からは乳児等通園支援制度が開始されるなど、保育を取り巻く制度も変化しています。

こうした状況の中で、限られた財源を有効に活用しながら、将来にわたり安定した保育環境を維持していくためには、市立保育所等の役割や配置の在り方を改めて整理することが必要です。

このため、本計画では、令和8年度から令和17年度までの10年間を見据え、地域の実情に応じた持続可能な保育提供体制の構築を目的として、市立保育所等の適正配置に関する基本的な考え方を示すものとします。

1 計画策定の趣旨

本市は、市立保育所等のあり方を示す計画として「宮古市立保育所等適正配置計画」を策定しています。

前計画の期間は令和7年度で終了することから、8年度以降の保育施設の現状や人口の将来的な見通しを踏まえ、計画を策定するものです。

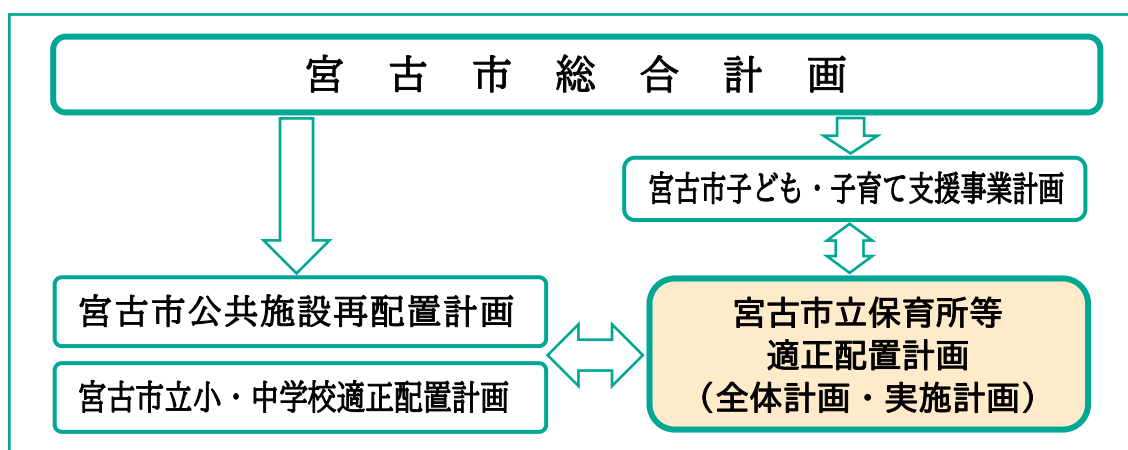
また、本計画策定に併せ、これまで計画になかった学童の家も計画に加えます。

2 計画の位置付け

計画策定に当たっては、「宮古市総合計画」、「宮古市子ども・子育て支援事業計画」「宮古市立小・中学校適正配置計画」及び「宮古市公共施設再配置計画」を踏まえて、「宮古市こども条例」との整合性を確保するとともに、多様化する保育ニーズや持続可能なまちづくりに対応した計画とします。



【計画の位置付け】



3 計画の構成及び期間

宮古市立保育所等適正配置計画（以下、「適正配置計画」という。）は、「全体計画」と「実施計画」による構成とします。

（1）適正配置全体計画

①適正配置全体計画の内容

適正配置全体計画では、本市の人口、年少人口、就学前児童数及び保育所等の入所状況の推移を踏まえ、今後、本市が取り組むべき保育所等の適正配置の全体像を示します。

②適正配置全体計画の期間

適正配置全体計画の期間は、宮古市公共施設再配置計画（実施計画）における第2期実施時期との整合を図り、令和8年度から令和17年度の10年間とします。

なお、計画期間内における人口動態や保育ニーズ或いは社会状況の著しい変化等に対応し、計画の実効性を確保するため、計画期間の中間年にあたる令和12年度に、適正配置全体計画の見直しを図るものとします。

（2）適正配置実施計画

①適正配置実施計画の内容

適正配置全体計画を段階的・計画的に推進するため、着手すべき具体的な内容を示します。

②適正配置実施計画の期間

適正配置実施計画の期間は、令和8年度から令和12年度までを前期5年間、令和13年度から令和17年度までを後期5年間とします。

なお、適正配置実施計画の推進にあたっては、住民、保護者及び関係機関に対する説明や合意形成が必要となるなど、計画どおりに進まないことも想定されます。そのため、毎年度ローリングを行うこととし進捗状況や実態に即した計画内容となるよう修正を図ります。

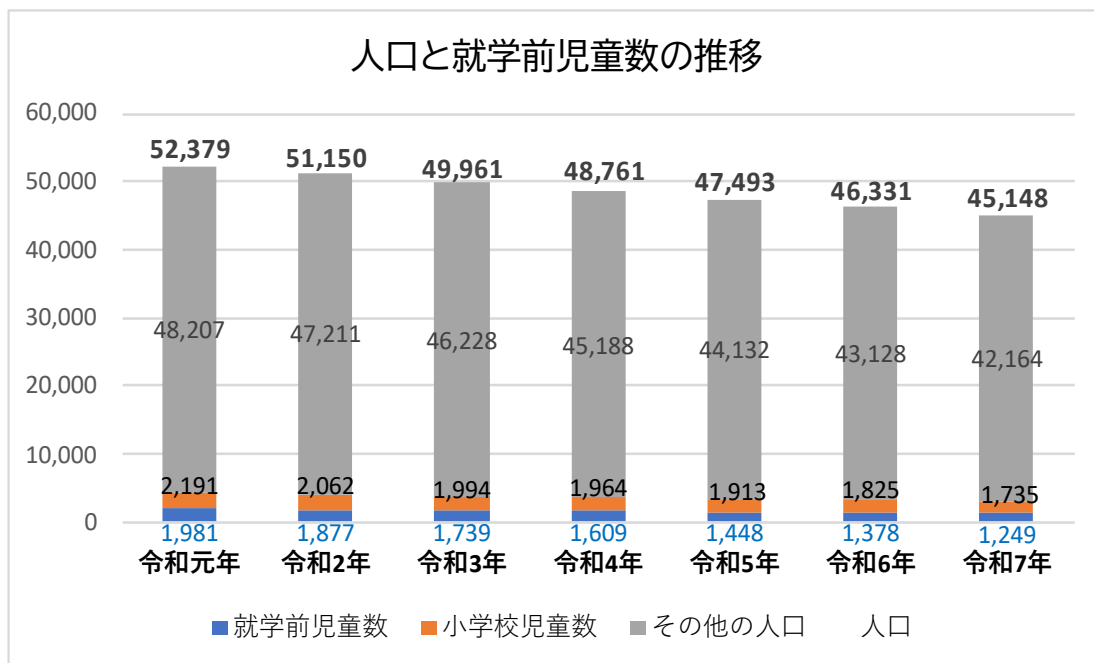


第2章 人口の状況

1 人口の推移

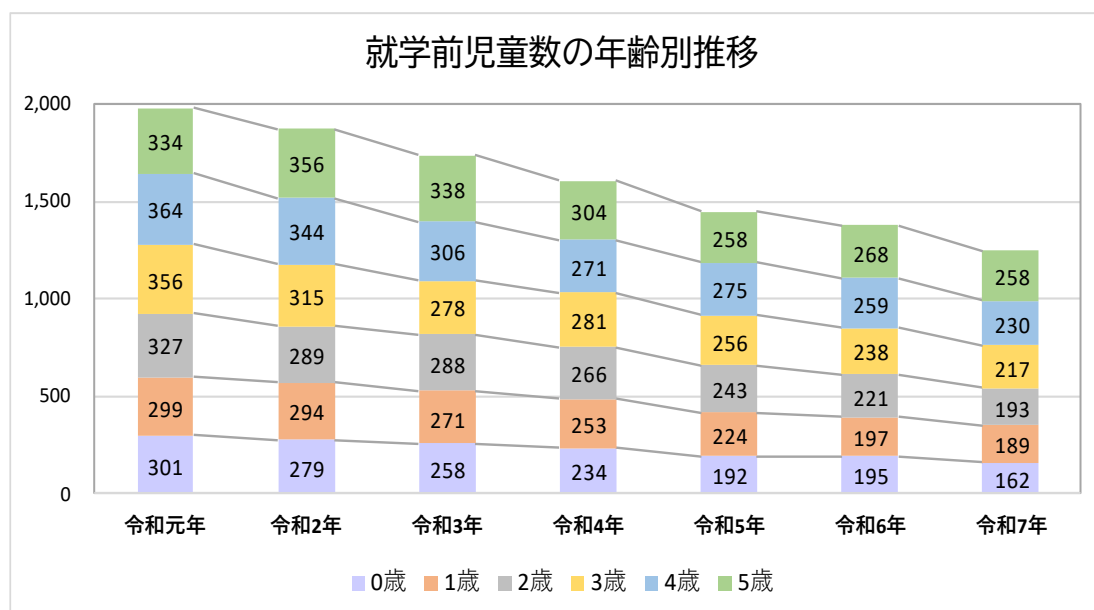
本市の人口は、年々減少しており、令和7年は45,148人、令和元年に比べ7,231人、約13.8%の減少となっています。

就学前児童数（0～5歳児）については、令和7年で1,249人、令和元年に比べ732人、約37.0%の減少となっており、人口全体の減少率を上回っている状況です。



資料：総合窓口課調べ（各年4月1日）

就学前児童数の年齢別推移をみると、各年齢において減少しています。



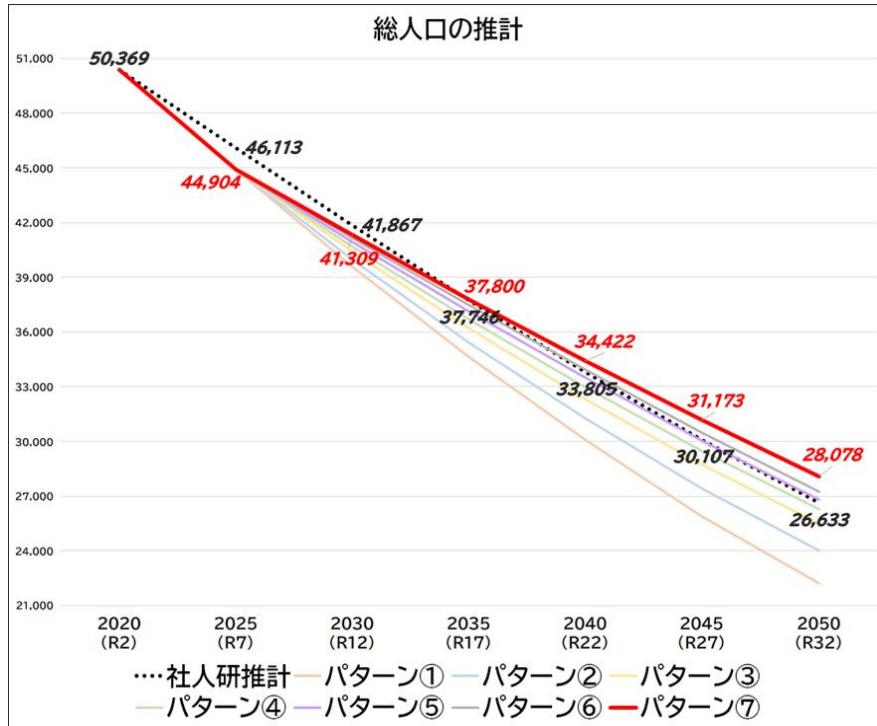
資料：総合窓口課調べ（各年4月1日）



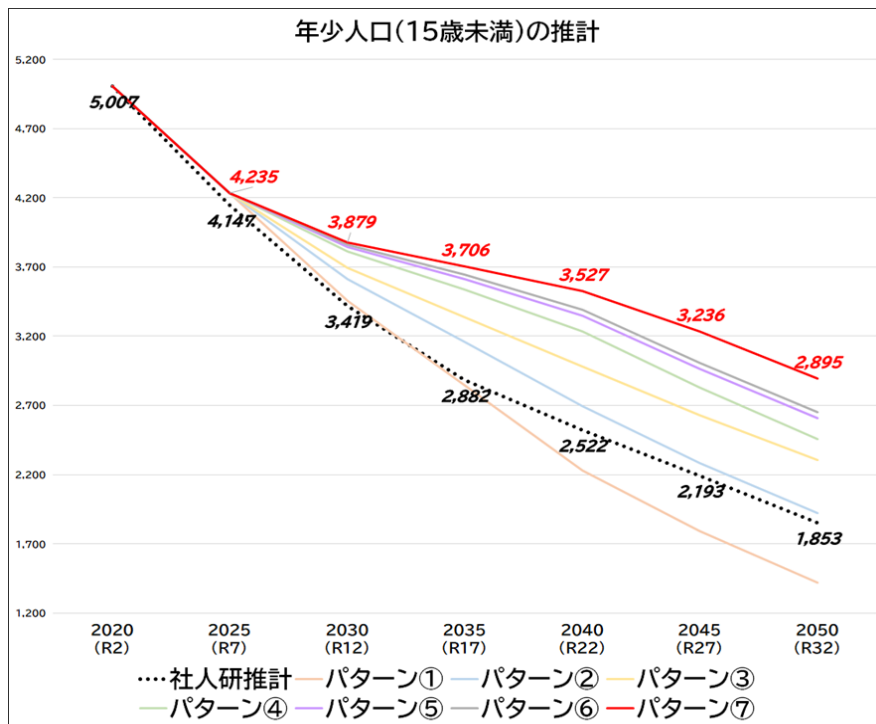
2 将来人口の推計

将来人口目標「宮古市人口ビジョン」での人口目標推計は、令和 32 年までの人口目標を 28,078 人としています。(パターン⑦)

本計画期間最終年である令和 17 年の総人口目標値は、37,800 人としています。



年少人口（15歳未満）については、本計画期間最終年である令和 17 年の人口目標値は、3,706 人としています。



資料：「宮古市総合計画（R7～R11）第7 人口ビジョン」より

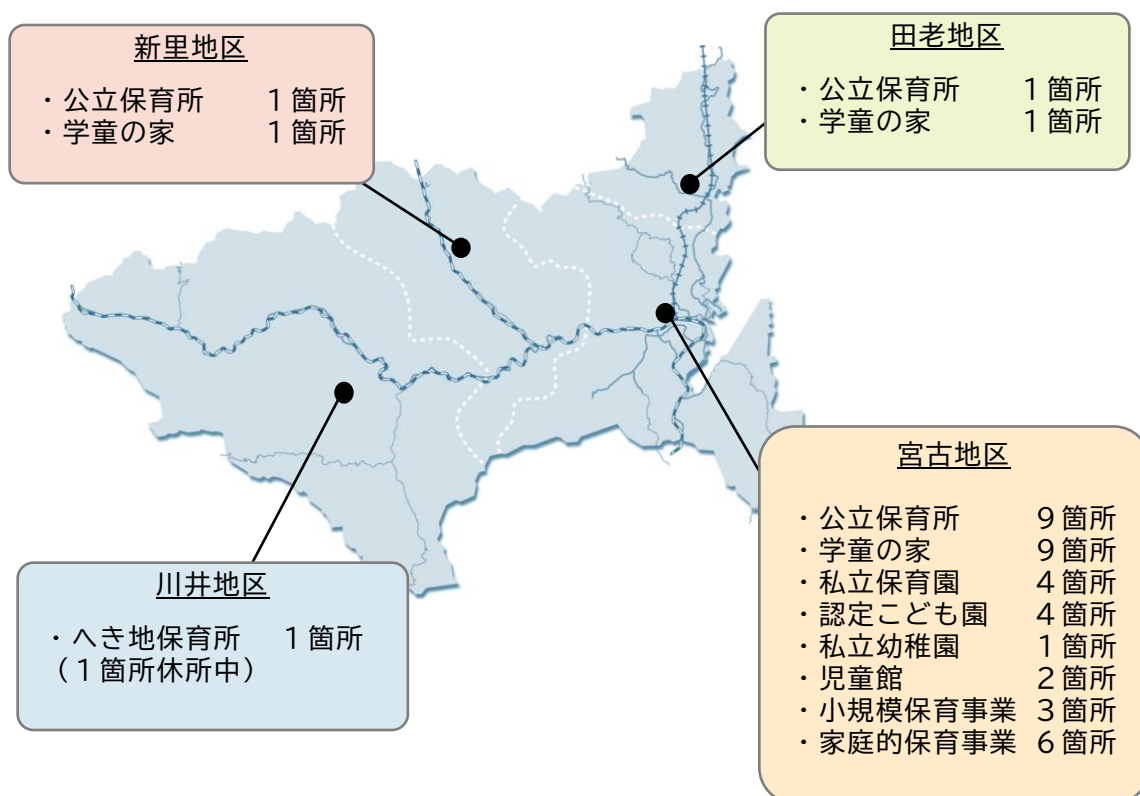


第3章 現状と課題

1 施設の設置状況

本市には、現在、市立保育所 12 箇所（内 1 箇所はへき地保育所）、私立保育園 4 箇所（内 1 箇所は分園）、私立認定こども園 4 箇所、私立幼稚園 1 箇所、児童館 2 箇所、小規模保育事業所 3 箇所、家庭的保育事業所 6 箇所及び学童の家 11 箇所があり、児童の教育・保育等を実施しています。

地域ごとの施設の設置状況は、下記のとおりです。



(令和 7 年 4 月 1 日現在)

	市立 保育所	私立 保育園	認定 こども 園	幼稚園	児童館	小規模 保育 事業所	家庭的 保育 事業所	学童 の家	計
宮古地区	9	4	4	1	2	3	6	9	38
田老地区	1	0	0	0	0	0	0	1	2
新里地区	1	0	0	0	0	0	0	1	2
川井地区	(へき地)1	0	0	0	0	0	0	0	1
計	12	4	4	1	2	3	6	11	43



2 就学前児童数の状況

(1) 保育所、保育園の小学校区内入所状況

各保育施設の設置場所において、小学校区内における入所児童の割合は下記のとおりです。

11 施設の市立保育所のうち8施設では、入所児童の7割以上が当該施設設置場所の小学校区内児童となっています。

【市立保育所】

	施設名	小学校区	入所児童数	小学校区内		小学校区外	
				人数	割合	人数	割合
1	田老保育所	田老第一小学校	42	39	92.9%	3	7.1%
2	磯鷄保育所	磯鷄小学校	36	33	91.7%	3	8.3%
3	津軽石保育所	津軽石小学校	34	31	91.2%	3	8.8%
4	崎山保育所	崎山小学校	41	37	90.2%	4	9.8%
5	千徳保育所	千徳小学校	56	48	85.7%	8	14.3%
6	山口保育所	山口小学校	38	30	78.9%	8	21.1%
7	花輪保育所	花輪小学校	41	31	75.6%	10	24.4%
8	佐原保育所	鍬ヶ崎小学校	24	17	70.8%	7	29.2%
9	新里保育所	新里小学校	26	17	65.4%	9	34.6%
10	小山田保育所	磯鷄小学校	79	33	41.8%	46	58.2%
11	愛宕保育所	宮古小・鍬ヶ崎小	10	3	30.0%	7	70.0%
	合計		427	319	74.7%	108	25.3%

(令和7年4月1日現在)

その一方で、私立保育園は、設置場所の小学校区外からの入所児童が、半数以上を占めています。

【私立保育園】

	施設名	小学校区	入所児童数	小学校区内		小学校区外	
				人数	割合	人数	割合
1	いずみ保育園分園	千徳小学校	31	21	67.7%	10	32.3%
2	いずみ保育園	千徳小学校	50	24	48.0%	26	52.0%
3	常安寺保育園	宮古小学校	44	9	20.5%	35	79.5%
4	宮古保育園	宮古小学校	40	16	40.0%	24	60.0%
	合計		165	70	42.4%	95	57.6%

(令和7年4月1日現在)



(2) 教育・保育施設の状況

就学前児童数の減少に伴い、教育・保育施設への入所児童数も減少が続いています。

一方で、就学前児童の保育施設への入所率は、年々増加傾向にあります。

令和3年度の入所率は78.00%でしたが、令和7年度の入所率は84.15%となっており、この4年間で6.15%増加しています。

入所率増加の要因としては、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化のほか、小規模保育事業所、家庭的保育事業所といった「地域型保育事業所」の設置が進んだことで、預け先施設の選択肢が増えたことが挙げられます。

【就学前児童数と保育施設への入所児童数】

年度	就学前児童数	保育所 保育園	へき地 保育所	認定こ ども園	幼稚園	児童館	小規模保 育事業所	家庭的保 育事業所	認可外 保育所	合計	入所率
R3	1,736	693	12	488	66	34		10	51	1,354	78.00%
R4	1,609	662	7	449	61	27	5	7	35	1,253	77.87%
R5	1,448	617	5	403	59	19	13	13	40	1,169	80.73%
R6	1,378	620	4	386	50	14	13	22	27	1,136	82.44%
R7	1,249	592	2	334	49	14	19	25	16	1,051	84.15%

資料：こども家庭センター調べ（各年4月1日）



(3) 小学校区ごとの保育施設及び就学前児童数の状況

令和7年度においては、1歳から6歳の各年齢のいずれかの児童数が一桁となる小学校区が半数以上となります。

■小学校区別就学前児童数（1～6歳）の推移と最新（令和7年）の年齢別状況

(単位：人)

小学校区	学区内の 保育施設	R7の保育 施設の 定員数	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年					
										6歳	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳
宮古小学校	愛宕保育所	45	189	169	152	137	126	135	114	21	22	21	13	19	18
	常安寺保育園	50													
	宮古保育園	56													
	小百合幼稚園	48													
鎌ヶ崎小学校	愛宕保育所	45	126	119	110	97	80	81	66	9	14	9	11	9	14
	佐原保育所	70													
磯鷄小学校	小山田保育所	120	296	281	271	251	228	216	182	36	36	27	35	28	20
	磯鷄保育所	45													
	そけい幼稚園	75													
山口小学校	山口保育所	45	237	224	198	185	163	147	142	32	23	24	25	18	20
	宮古ひかり	120													
	あかまえこども園分園	10													
千徳小学校	千徳保育所	60	446	438	410	391	350	330	311	67	59	53	43	47	42
	いずみ保育園	50													
	いずみ保育園分園	35													
	宮古泉幼稚園	150													
高浜小学校	(高浜児童館)	50	45	39	38	35	24	20	15	3	2	3	1	5	1
花輪小学校	花輪保育所	45	134	124	130	114	111	99	82	15	14	19	14	13	7
津軽石小学校	津軽石保育所	45	127	109	96	93	87	81	79	15	19	11	11	9	14
	あかまえこども園	49													
重茂小学校	(重茂児童館)	80	54	56	51	46	45	38	40	9	6	6	9	3	7
崎山小学校	崎山保育所	60	146	146	135	128	122	121	117	29	18	23	18	19	10
小計	宮古地区	1,308	1,800	1,705	1,591	1,477	1,336	1,268	1,148	236	213	196	180	170	153
田老第一小学校	田老保育所	70	85	73	69	63	60	58	52	9	13	9	6	10	5
小計	田老地区	70	85	73	69	63	60	58	52	9	13	9	6	10	5
新里小学校	新里保育所	70	67	73	53	44	30	34	32	11	2	7	3	7	2
小計	新里地区	70	67	73	53	44	30	34	32	11	2	7	3	7	2
川井小学校	小国保育所	30	35	24	24	19	20	18	15	1	1	3	5	3	2
	門馬保育所	30													
小計	川井地区	60	35	24	24	19	20	18	15	1	1	3	5	3	2
合計		1,508	1,987	1,875	1,737	1,603	1,446	1,378	1,247	257	229	215	194	190	162
前年比				▲112	▲138	▲134	▲157	▲68	▲131						

資料：宮古の教育（各年5月1日現在）

- ・愛宕保育所が宮古小学校及び鎌ヶ崎小学校の学区内施設としてそれぞれ記載があるが、定員数は重複していない
- ・磯鷄小学校については、令和元年までは、磯鷄小学校と藤原小学校の合計数
- ・山口小学校については、令和2年までは、山口小学校と亀岳小学校の合計数
- ・津軽石小学校については、令和3年までは、津軽石小学校と赤前小学校の合計数



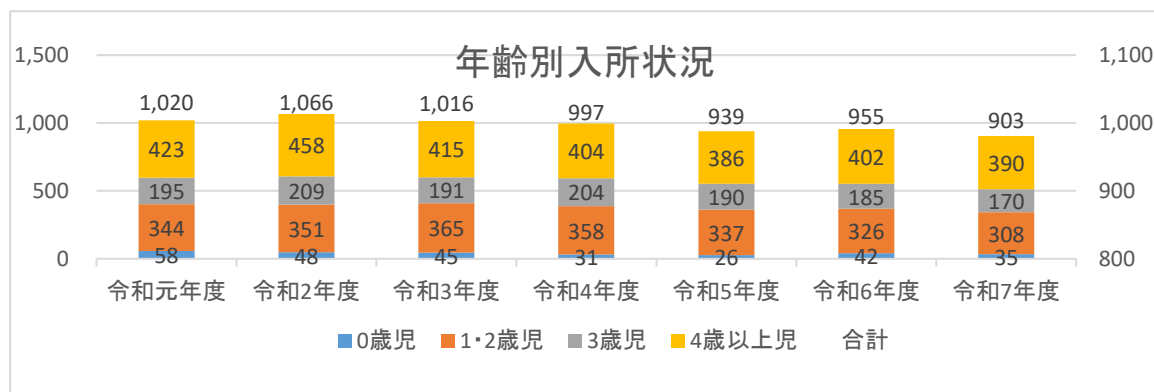
ア 保育施設における入所児童数等の推移

保育施設の入所率は、平成 20 年度以降減少傾向にあり、令和 7 年度においては、公立保育所では約 63.3%、私立の保育施設全体では約 72.2% となっています。

		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
公立保育所	施設数	11	11	11	11	11	11	11
	利用定員	690	705	705	705	705	705	675
	児童数	537	537	494	474	443	440	427
	入所率	77.8%	76.2%	70.1%	67.2%	62.8%	62.4%	63.3%
私立保育園	施設数	4	4	4	4	4	4	4
	利用定員	195	201	201	201	201	201	191
	児童数	203	204	199	188	174	180	165
	入所率	104.1%	101.5%	99.0%	93.5%	86.6%	89.6%	86.4%
私立 認定こども園 (保育対応部分)	施設数	5	5	5	5	5	5	5
	利用定員	289	329	329	339	355	335	310
	児童数	274	315	313	323	296	300	267
	入所率	94.8%	95.7%	95.1%	95.3%	83.4%	89.6%	86.1%
地域型 保育事業所 (小規模保育 事業・家庭的 保育事業)	施設数	2	2	2	4	5	7	9
	利用定員	10	10	10	25	33	56	74
	児童数	6	10	10	12	26	35	44
	入所率	60.0%	100.0%	100.0%	48.0%	78.8%	62.5%	59.5%
合 計	施設数	22	22	22	24	25	27	29
	利用定員	1,184	1,245	1,245	1,270	1,294	1,297	1,250
	児童数	1,020	1,066	1,016	997	939	955	903
	入所率	86.1%	85.6%	81.6%	78.5%	72.6%	73.6%	72.2%

資料：こども家庭センター調べ（各年 4 月 1 日）

保育施設全体の入所児童数は、令和 7 年度が 903 人で、令和元年度の 1,020 人に比べて 117 人、約 11.5% の減少となっています。4 ページで示した全就学前児童の減少率 37.0% と比べると、緩やかな推移となっています。



資料：こども家庭センター調べ（各年 4 月 1 日）



イ 幼児教育施設の状況

近年の入園児童数の減少に伴い、各施設では利用定員を調整してきた経緯があり、入園率が増減しています。

全体の入園児童数は、令和7年度で116人、令和元年度に比べて145人の減少となっています。

減少率は55.6%であり、就学前児童の減少率よりも大きくなっています。

		R2	R3	R4	R5	R6	R7
小百合幼稚園	利用定員	90	90	75	75	60	60
	児童数	76	66	61	59	50	49
	入園率	84.4%	73.3%	81.3%	78.7%	83.3%	81.7%
認定こども園 そけい幼稚園 (幼稚園部分)	利用定員	80	80	60	45	45	25
	児童数	71	71	43	38	31	19
	入園率	88.8%	88.8%	71.7%	84.4%	68.9%	76.0%
認定こども園 宮古泉幼稚園 (幼稚園部分)	利用定員	80	80	60	60	35	25
	児童数	61	55	41	29	29	22
	入園率	76.3%	68.8%	68.3%	48.3%	82.9%	88.0%
認定こども園 宮古ひかり (幼稚園部分)	利用定員	61	61	61	45	45	35
	児童数	50	46	40	36	24	20
	入園率	82.0%	75.4%	65.6%	80.0%	53.3%	57.1%
認定こども園 あかまえこども園 (幼稚園部分)	利用定員	3	9	9	9	9	9
	児童数	3	3	2	4	2	6
	入園率	100.0%	33.3%	22.2%	44.4%	22.2%	66.7%
合 計	利用定員	314	320	265	234	194	142
	児童数	261	241	187	166	136	116
	入園率	83.1%	75.3%	70.6%	70.9%	70.1%	81.7%

資料：こども家庭センター調べ（各年4月1日）

ウ ハき地保育所の状況

川井地区に2か所のハき地保育所があります。このうち門馬保育所については、令和元年度から休所しています。入所児童数は減少傾向にあり、令和7年度当初は2人でしたが、年度途中の転園により、令和7年11月以降、利用児童はいない状況です。

		R2	R3	R4	R5	R6	R7
小国保育所	定員	30	30	30	30	30	30
	児童数	12	12	7	5	5	2
	入所率	40.0%	40.0%	23.3%	16.7%	16.7%	6.7%

資料：こども家庭センター調べ（各年4月1日）

- ・門馬保育所は令和元年度から休所中。

エ 児童館（未就学児利用）の状況

市内3か所の児童館のうち、田代児童館は令和6年度に廃止しました。重茂児童館及び高浜児童館は、小学生を対象とした学童保育も実施し、指定管理にて運営しています。

高浜児童館は、未就学児の利用登録がない状況が続いています。

		R2	R3	R4	R5	R6	R7
重茂児童館 (未就学児分)	定員	80	80	80	80	80	80
	児童数	32	34	28	19	14	14
	入所率	40.0%	42.5%	35.0%	23.8%	17.5%	17.5%
高浜児童館 (未就学児分)	定員	50	50	50	50	50	50
	児童数	0	0	0	0	0	0
	入所率	0%	0%	0%	0%	0%	0%
田代児童館 (未就学児分)	定員	30	30	30	30	30	閉館
	児童数	0	0	0	0	0	
	入所率	0%	0%	0%	0%	0%	
合 計	定員	160	160	160	160	160	130
	児童数	32	34	28	19	14	14
	入所率	20.0%	21.3%	17.5%	11.9%	8.8%	10.8%

資料：こども家庭センター調べ（各年4月1日）

オ 地域型保育事業の状況

(ア) 小規模保育事業所

本市の小規模保育事業所は、現在3施設が運営されています。

待機児童解消を目的として、平成30年3月に開設準備補助制度を創設し、設置を進めてきた経緯があります。

		R2	R3	R4	R5	R6	R7
ククナの家 (R4~)	定員			10	13	15	15
	児童数			5	13	13	6
	入所率			50.0%	100.0%	86.7%	40.0%
みいつけた (R6~)	定員					16	16
	児童数					0	13
	入所率					0.0%	81.3%
かきのき 保育園 (R7~)	定員						13
	児童数						0
	入所率						0.0%
合 計	定員			10	13	31	44
	児童数			5	13	13	19
	入所率			50.0%	100.0%	41.9%	43.2%

資料：こども家庭センター調べ（各年4月1日）

(イ) 家庭的保育事業者の状況

個人でも運営することができる家庭的保育事業所は、平成 30 年に市内に初めて開設され、令和 7 年度には 6 施設が運営されています。

小規模保育事業所と同様に、待機児童解消を目的として、平成 30 年 3 月に開設準備補助制度を創設し、設置を進めてきました。

		R2	R3	R4	R5	R6	R7
ククナの家 (H31~R3)	定員	5	5				
	児童数	5	5				
	入所率	100.0%	100.0%				
つくしんぼ (H30~)	定員	5	5	5	5	5	5
	児童数	5	5	5	3	4	5
	入所率	100.0%	100.0%	100.0%	60.0%	80.0%	100.0%
ぶどうのき (R4~)	定員			5	5	5	5
	児童数			2	5	5	3
	入所率			40.0%	100.0%	100.0%	60.0%
ぽかぽか てらす (R4~)	定員			5	5	5	5
	児童数			0	4	4	4
	入所率			0.0%	80.0%	80.0%	80.0%
いちご ハウス (R5~)	定員				5	5	5
	児童数				1	5	5
	入所率				20.0%	100.0%	100.0%
こぐま ハウス (R6~)	定員					5	5
	児童数					4	5
	入所率					80.0%	100.0%
保育室 モアニ (R7~)	定員						5
	児童数						3
	入所率						60.0%
合 計	定員	10	10	15	20	25	30
	児童数	10	10	7	13	22	25
	入所率	100.0%	100.0%	46.7%	65.0%	88.0%	83.3%

資料：こども家庭センター調べ（各年 4 月 1 日）

(4) 学童の家・児童館（小学生利用）の状況

小学校の児童数が減少傾向にある中で、核家族化や共働きなどの保護者の就労状況の変化により、学童の家及び児童館の入所率は上昇しています。

入所児童数は、令和7年度には前年度から40人以上増え、入所率も40%を超える状況となっています。

長期休暇中のみ利用する児童もいることから、この期間の入所率はさらに高くなります。

また、令和6年度に行った第三期子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査では、保育要件を備えていない小学生の保護者の約3.7%から、「利用を希望する」との回答がありました。

【学童の家等への入所児童数】

年度	小学校児童数	学童の家	児童館	放課後こども教室	合計	入所率
R3	1,994	640	18	16	674	33.80%
R4	1,964	621	20	31	672	34.22%
R5	1,913	611	20	32	663	34.66%
R6	1,825	599	24	32	655	35.89%
R7	1,735	647	23	26	696	40.12%

資料：こども家庭センター調べ（各年4月1日）

施設ごとの利用状況は下表のとおりです。

「放課後こども教室」を実施している川井小学校は含まず、宮古養護学童の家を利用している恵風支援学校の児童生徒を含みます。

		R2	R3	R4	R5	R6	R7
宮古学童の家	全校児童数	231	212	214	204	192	183
	利用者数	91	83	76	88	81	79
	利用率	39.4%	39.2%	35.5%	43.1%	42.2%	43.2%
千徳学童の家	全校児童数	470	443	422	394	388	372
	利用者数	137	131	121	114	122	137
	利用率	29.1%	29.6%	28.7%	28.9%	31.4%	36.8%
山口学童の家	全校児童数	181	188	197	206	196	204
	利用者数	68	59	63	63	63	76
	利用率	37.6%	31.4%	32.0%	30.6%	32.1%	37.3%
鉾ヶ崎学童の家	全校児童数	132	135	123	119	111	102
	利用者数	31	35	30	25	22	33
	利用率	23.5%	25.9%	24.4%	21.0%	19.8%	32.4%
磯鷄学童の家	全校児童数	273	260	259	250	256	238
	利用者数	75	69	71	70	77	75
	利用率	27.5%	26.5%	27.4%	28.0%	30.1%	31.5%
崎山学童の家	全校児童数	156	151	154	158	143	143
	利用者数	51	62	64	57	56	68
	利用率	32.7%	41.1%	41.6%	36.1%	39.2%	47.6%



		R2	R3	R4	R5	R6	R7
花輪学童の家	全校児童数	148	155	154	155	147	140
	利用者数	80	74	71	72	71	79
	利用率	54.1%	47.7%	46.1%	46.5%	48.3%	56.4%
津軽石学童の家	全校児童数	130	129	148	139	130	115
	利用者数	32	43	45	34	27	25
	利用率	24.6%	33.3%	30.4%	24.5%	20.8%	21.7%
赤前学童の家	全校児童数	35	28	閉館			
	利用者数	8	2				
	利用率	22.9%	7.1%				
田老学童の家	全校児童数	108	104	93	87	73	73
	利用者数	19	27	25	28	30	28
	利用率	17.6%	26.0%	26.9%	32.2%	41.1%	38.4%
新里学童の家	全校児童数	62	72	71	70	61	52
	利用者数	32	37	35	40	26	24
	利用率	51.6%	51.4%	49.3%	57.1%	42.6%	46.2%
宮古養護 学童の家	全校児童数	73	78	72	76	64	66
	利用者数	15	12	11	13	13	17
	利用率	20.5%	15.4%	15.3%	17.1%	20.3%	25.8%
高浜児童館 (学童分)	全校児童数	39	35	42	40	38	37
	利用者数	22	17	19	15	18	19
	利用率	56.4%	48.6%	45.2%	37.5%	47.4%	51.4%
重茂児童館 (学童分)	全校児童数	61	52	56	59	58	50
	利用者数	1	1	1	5	6	4
	利用率	1.6%	1.9%	1.8%	8.5%	10.3%	8.0%
合 計	全校児童数	2,099	2,042	2,005	1,957	1,857	1,775
	利用者数	662	652	632	624	612	664
	利用率	31.5%	31.9%	31.5%	31.9%	33.0%	37.4%

資料：こども家庭センター調べ（各年4月1日）

3 施設及び運営費の状況

(1) 市立保育所

市立保育所の施設の状況については、昭和40年代に建築された施設が2か所、昭和50年代が3か所となっており、施設の老朽化が著しい状況です。

基幹的保育所である小山田、千徳、田老、新里の各保育所については、建築から17～30年が経過しています。

安心・安全な保育環境維持のため、各施設の状況に応じて、改修及び修繕を実施してきました。

【市立保育所の施設状況】

施設名	構造	建築年月日	築年数 (R8.4月時点)
愛宕保育所	木造モルタル造平屋建	S42.11.30	58
山口保育所	木造モルタル造平屋建	S49.3.25	52
佐原保育所	木造モルタル造平屋建	S51.10.30	49
磯鷄保育所	木造モルタル造平屋建	S53.2.28	48
崎山保育所	木造モルタル造平屋建	S57.12.20	43
千徳保育所	木造平屋建	H8.3.20	30
新里保育所	鉄骨造平屋建	H13.3.12	25
小山田保育所	鉄骨造2階建	H21.3.7	17
田老保育所	木造平屋建	H28.1.21	10
津軽石保育所 ※	木造平屋建	H28.2.19	10
花輪保育所 ※	木造平屋建	R2.2.14	6
小国保育所	鉄骨造平屋建	H12.1.25	26

※ 指定管理保育所

市立保育所の運営における支出状況は、次の表のとおりです。

【市立保育所の主な支出の状況】

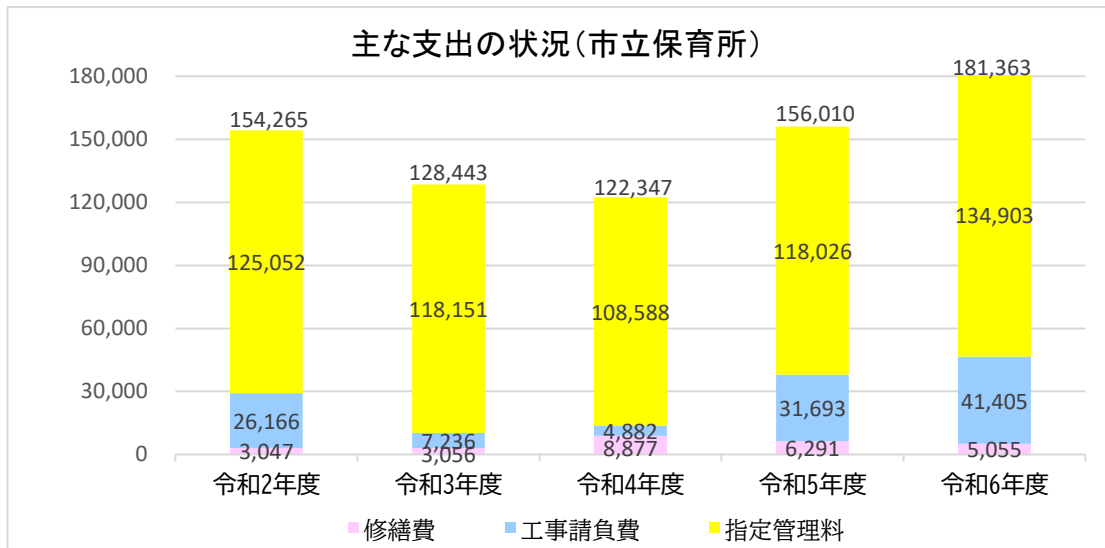
(単位：千円)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
修繕費	3,047	3,056	8,877	6,291	5,055
工事請負費	26,166	7,236	4,882	31,693	41,405
指定管理料	125,052	118,151	108,588	118,026	134,903
計	154,265	128,443	122,347	156,010	181,363

市立保育所において、施設型給付費以外の支出として多いものは、津軽石保育所、花輪保育所の指定管理料です。



(単位：千円)



(2) 学童の家

学童の家の施設の状況については、約20年前、学童の家開設当時に設置したプレハブ施設が6施設、小学校の給食棟及び教員住宅を改修して設置している施設が6施設、校舎の空き教室を利用している施設が2施設、他の公共施設を利用している施設が1施設となっています。

中には、プレハブ設置と空き教室利用を併用して設置しているところもあり、その設置形態は様々です。

昭和40年代に建築された校舎の空き教室を利用している施設の老朽化や、複数の施設においては、入所児童の増加等による施設の狭隘化が課題となっています。

【学童の家の施設状況】

施設名	構造	建築年月日	築年数 (R8.4時点)
宮古学童の家	鉄骨造3階建校舎の一部	S54.3 (H30 給食棟改修移転)	47
千徳学童の家	鉄骨造3階建校舎の一部	S63.2.1 (R3 給食棟改修移転)	37
山口学童の家	鉄骨造3階建校舎の一部	S44.3.9	56
鍬ヶ崎学童の家	①木造モルタル造平屋建 ②軽量鉄骨造平屋建	①H7.1.29 (H22 給食棟改修移転) ②H17.3.10	①30 ②20
磯鷄学童の家	①鉄骨造3階建校舎の一部 ②軽量鉄骨造平屋建	①S49.12.10 (H24 給食棟改修移転) ②H16.2.29	①51 ②21
崎山学童の家	①鉄骨造3階建校舎の一部 ②軽量鉄骨造平屋建	①H4.1.31 ②H16.2.29	①23 ②21



施設名	構造	建築年月日	築年数 (R8.4時点)
花輪学童の家	①鉄骨造2階建校舎の一部 ②軽量鉄骨造平屋建	①H10.11.26 (R3 給食棟改修移転) ②H28.10.27	①27 ②9
津軽石学童の家	軽量鉄骨造平屋建	H18.3.6	19
田老学童の家	鉄骨造2階建公民館の一部	S59.7.20	41
新里学童の家	軽量鉄骨造平屋建	H29.2.16	8
宮古養護学童の家	木造平屋建	H19.3.20	18

学童の家の運営における支出状況は、次の表のとおりです。

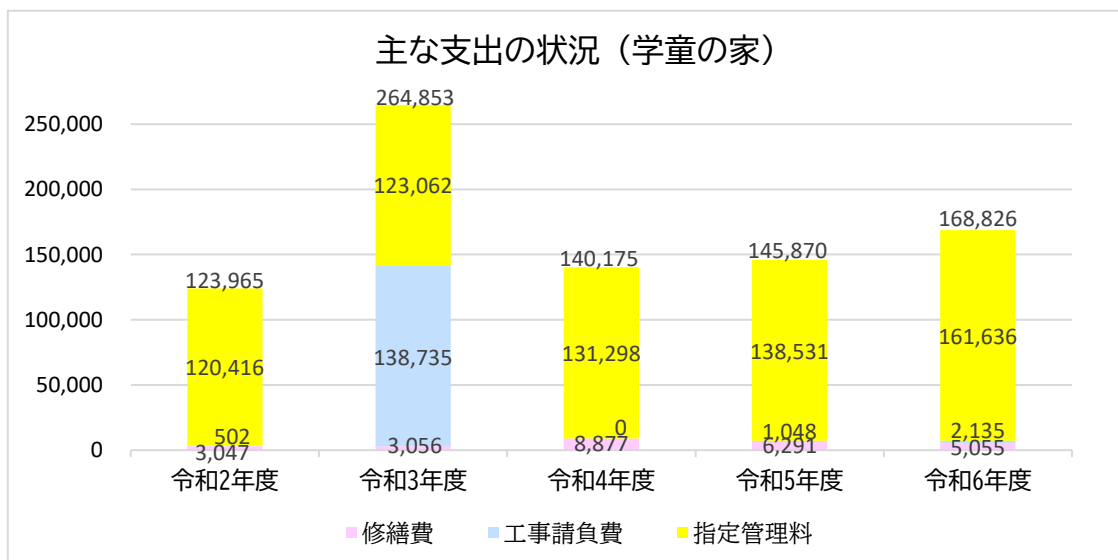
【学童の家の修繕費支出状況】 (単位：千円)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
修繕費	3,047	3,056	8,877	6,291	5,055
工事請負費	502	138,735	0	1,048	2,135
指定管理料	120,416	123,062	131,298	138,531	161,636
計	123,965	264,853	140,175	145,870	168,826

学童の家において支出として多いものは、指定管理料です。

令和3年度の工事請負費は、花輪学童の家について増設改修を行った費用です。

(単位：千円)





(3) 児童館

児童館の施設の状況については、昭和 50 年代に建築された施設が 1 か所、平成 20 年に建築された施設が 1 か所となっています。

安心・安全な保育環境維持のため、各施設必要に応じて、改修及び修繕を実施してきました。

【児童館の施設状況】

施設名	構造	建築年月日	築年数 (R8.4 時点)
高浜児童館	木造モルタル造 2 階建	S51.3.20	50
重茂児童館	木造 2 階建	H20.2.18	18

児童館の運営における支出状況は、次の表のとおりです。

【児童館の修繕費支出状況】

(単位：千円)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
修繕費	3,047	3,056	8,877	6,291	5,055
工事請負費	502	138,735	0	1,048	2,135
措定管理料	120,416	123,062	131,298	138,531	161,636
計	123,965	264,853	140,175	145,870	168,826



第4章 今後の在り方

1 市立保育所等

(1) 現状と役割

保育所は、保育所保育指針において、子どもを安全に預かり育てることに加え、家庭や地域と連携しながら、保護者への支援や地域全体の子育て支援を行う重要な役割を担う施設と位置付けられています。

市立保育所は、こうした役割を市が責任をもって果たすための基盤として、これまで地域に根ざした保育を提供してきました。

一方で、本市では今後も人口減少や少子化の進行が見込まれており、市立保育所を含む多くの保育施設において、入所児童数の減少が避けられない状況にあります。また、市立保育所の中には、建築から50年以上が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいる園も存在しています。

こうした状況の中でも、三陸沿岸自動車道や宮古盛岡横断道路、北部環状線などの整備が進んだことにより、地域内の移動時間が短縮され、保育施設間の距離感は以前よりも近くなっています。このことは、保育所の配置や役割を見直す上で、考慮すべき条件の一つとなります。

市立保育所は、民間保育施設と役割分担を図りながら、地域における保育の中核として、特別な支援や配慮が必要な子どもへの対応、病後児保育など、民間では対応が難しい分野を担うことが求められています。また、民間保育施設の設置が見込まれない地域において、保育の機会を確保する役割も重要です。

現在、本市では、小山田保育所内に地域子育て支援センターを設置し、保育所に入所していない家庭も含め、親子が気軽に交流や相談ができる場を提供しています。加えて、田老・新里・川井地区では、出前による子育て支援事業を実施し、身近な地域で支援を受けられる体制づくりを進めています。

また、看護師等を配置した病後児保育事業や、障がい、医療的ケアなど特別な支援を要する児童の受け入れにも取り組んでいます。園庭開放などを通じて、地域の子育て家庭との交流を図り、保育所が地域に開かれた存在となるよう努めています。

川井地区のへき地保育所については、民間施設がない地域での保育提供という役割を担ってきましたが、現在は利用児童がいない状況となっています。

(2) 今後の方向性

令和8年度から令和17年度までの新たな計画期間において、市立保育所が引き続き地域における中核的な役割を果たしていくためには、基幹的保育所としての機能を安定的に維持していくことが重要です。人口減少や厳しい財政状況の中にあっても、保育の質を確保し、子どもが安心して育つ環境を将来にわたって守っていく必要があります。

そのためには、保育の質の維持・向上とあわせて、業務の効率化を進め、限られた人材や資源を有効に活用することが求められます。特に、ICTの



導入・活用を進めることで、保護者の利便性の向上を図るとともに、保育士の事務作業の負担軽減・情報共有の円滑化を図り、子どもと向き合う時間をより確保できる環境づくりを進めていきます。

また、多様化する保育ニーズに柔軟に対応するためには、民間事業者の創意工夫やノウハウを活かすことも重要です。

市立保育所が担うべき役割を明確にしつつ、民間保育施設との連携や役割分担を進め、地域全体として持続可能な保育提供体制の構築を目指します。

基幹的保育所については、引き続き安定的な運営を図る一方、それ以外の市立保育所については、地域の実情や将来の利用見込みを踏まえ、配置や運営の在り方を検討していきます。

あわせて、病後児保育事業に加え、保育中に体調不良となった児童への対応など、保護者の安心につながる支援の充実についても検討を進めます。

さらに、地域型保育事業所の開設補助については、これまでの効果や課題を検証し、今後の保育ニーズや地域特性に即した制度となるよう見直しを行います。

へき地保育所については、川井地区における子育て支援の拠点として継続していくと共に、児童数の推移や地域ニーズを踏まえながら、在り方を検討していきます。

(3) 適正配置に係る指針

市立保育所の在り方について、宮古市公共施設再配置計画及び宮古市立小・中学校適正配置計画、宮古市子ども・子育て支援事業計画との整合性を図りながら、全体計画期間における市立保育所等の適正配置に係る指針を次のとおりとします。

【指針1】基幹的保育所の運営維持・継続

市立保育所等のうち、小山田保育所、千徳保育所、田老保育所及び新里保育所の4つの基幹的保育所は、求められる役割を踏まえ、計画的な改修により施設を維持し、様々な保育ニーズに対応しつつ、さらなる保育サービスの向上に努め、運営を継続します。

【指針2】基幹的保育所以外の市立保育所等は個別に在り方を検討

市立保育所等のうち、基幹的保育所以外については、近隣の就学前児童数の状況や、民間保育施設の設置状況等の実情を勘案し、保育の質や量の確保見通しを見極めたうえで、存続や閉園又は民間活力へのシフト等を個別に検討します。

【指針3】老朽化を踏まえた計画的な改修

今後も安心・安全な保育環境を維持していくため、市立保育所等適正配置実施計画を踏まえた計画的な改修を行います。



2 学童の家、児童館

(1) 現状と役割

学童の家及びその機能を担う児童館については、放課後子ども教室を実施している川井小学校を除き、市内すべての小学校に設置されており、放課後や長期休業期間中における子どもたちの居場所として重要な役割を果たしています。

これらの施設は、学校の空き教室を活用したものや、プレハブなどの単独施設として設置されたものなど形態はさまざまであり、設置から年数が経過し、老朽化が進んでいる施設も多く見られます。

学童の家の登録児童数は、少子化の進行により小学生全体の児童数が減少傾向にある中、核家族化や共働き世帯の増加などを背景に、おおむね横ばいで推移しています。近年では、物価高騰など社会情勢の変化による保護者の就労環境の変化等により、学童の家を利用する家庭が増加する傾向も見られ、一部の施設では利用児童数に対して十分なスペースが確保できていない状況も生じています。

学童の家は、これまで、主に保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、安全で安心な生活の場を提供してきました。

今後は、放課後の時間を一人で過ごすことへの不安や、家庭環境の多様化を背景に、保育要件の有無にかかわらず、「すべてのこども」が安心して過ごせる居場所としての役割が求められます。

(2) 今後の方向性

令和8年度から令和17年度までの計画期間において、学童の家については、すでに必要な学校への設置が完了していることから、新たな施設整備は想定していません。

一方で、施設の老朽化や設備の劣化が進んでいることを踏まえ、子どもたちが安全・安心に過ごせる環境を確保するため、施設の状態に応じた計画的な修繕や改修を行っていく必要があります。

また、今後は、就労要件に該当する児童だけでなく、放課後に安心して過ごせる居場所を必要とする「すべてのこども」を受け入れる視点が一層重要となります。そのためには、利用児童数の増加や多様化するニーズに対応できるよう、余裕を持ったスペースの確保や、柔軟な運営体制の構築が求められます。

あわせて、受け入れ児童数や支援内容に応じた支援員の適切な配置を行い、子ども一人ひとりに目が行き届く環境づくりを進めていくことが重要です。支援員の資質向上や研修の充実を図り、子どもへの関わりの質を高めることで、安心して利用できる学童の家・児童館の運営につなげていきます。

さらに、学校や地域、関係機関との連携を深め、放課後子ども教室など他の施策との役割分担を整理しながら、地域全体で子どもを見守り、支える体制づくりを進めていきます。



今後も、保育要件の有無にかかわらず、すべての子どもたちが放課後の時間を安全に、そして安心して過ごすことができるよう、学童の家・児童館の機能充実と持続可能な運営を目指していきます。

(3) 適正配置に係る指針

学童の家の在り方について、宮古市公共施設再配置計画及び宮古市立小・中学校適正配置計画、宮古市子ども・子育て支援事業計画との整合性を図りながら、全体計画期間における学童の家の適正配置に係る指針を次のとおりとします。

【指針1】学童の家の運営維持・継続

既存の学童の家及び学童機能を担う児童館については、求められる役割を踏まえ、様々なニーズに対応しながら、サービスの維持・向上に努め、必要な修繕等を行い、当面、小学校1校に対して1施設を基本に施設を維持し、運営を継続します。

【指針2】受け入れ児童数に応じたスペース等の確保

余裕を持った受け入れや、保育要件の無い児童の受け入れを推進するため、学校及び教育委員会と連携し、空き教室等の活用を検討しながら受け入れ児童数に応じたスペースを確保します。

子どもたちが安全に過ごせるよう、適正な支援員数を確保します。

【指針3】保育要件の無い児童の受入れ推進

保育要件に該当しない児童受入れのニーズがあることから、受け入れスペースに余裕がある施設から、準備が整い次第、順次受入れを進めます。

3 適正配置の具体的な推進について

適正配置の具体的な推進については、指針を基本に関係機関と協議しながら、実施計画において定めることとします。